



マークまたはQRコードがついているものは
詳細情報をウェブで公開しています。

暮らしのたより



津波災害警戒区域の 指定に関する説明会

防災危機管理課 ☎55-2715

🕒 10月25日(火) 18:30~20:00

📍 ロゼシアター中ホール

👤 依田橋・鈴川本町・鈴川町3・鈴川町4・鈴川町5・前田・前田新田・鮫島・田子・小須・中丸浜・中丸丘・江川に住んでいる人か、土地建物を所有している人、区域内の事業所・宅地建物取引業者など

📄 9月20日(火)以降に、市ウェブサイトで電子申請するか、電話またはFAXに氏名、住所、電話番号を記入し、防災危機管理課へ

☎51-2040



太陽光発電設備を所有する人へ

資産税課 ☎55-2745

太陽光発電設備を設置して売電する場合、その設備は「売電事業を行う事業用資産（償却資産）」として、固定資産税の課税対象となります。

市内で該当する資産を所有する個人（発電出力：10キロワット以上）または個人事業主及び法人は、設備を設置した翌年の1月末日までに資産税課へ償却資産の申告をしてください。

なお、令和3年以前に設置した資産の申告がまだ済んでいない場合は、速やかに償却資産申告書を提出してください。



令和4年度移住就業支援 補助金の申請はお早めに

シティプロモーション課 ☎55-2930

令和4年3月以前に転入し、補助金の要件に該当する人は、転入後1年経過または令和5年1月末のいずれか早い日までに申請してください。

※今後も多くの申請が見込まれます。予算の上限に達し次第、申請の受付を終了します。

※令和4年4月以降の転入者は、令和5年4月以降に申請してください。

※要件について詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。



お知らせ



10月1日は浄化槽の日

生活排水対策課 ☎67-2850

●浄化槽とは

浄化槽には、トイレ排水のみをきれいにする単独処理浄化槽（みなし浄化槽）とトイレ排水に加えて台所や風呂などの排水をきれいにする合併処理浄化槽があります。

●合併処理浄化槽に転換を

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している場合、台所や風呂などの排水は処理されません。水環境保全のため合併処理浄化槽への転換をお願いします。

●定期的に維持管理をしましょう

浄化槽管理者（所有者や使用者など）は、法律により清掃（年1回、型式によっては6か月に1回）・保守点検（4か月に1回以上）を定期的に行うことが義務づけられています。専門業者に委託するなどして行いましょう。

●法定検査を受けましょう

浄化槽管理者は、1年に1回法律に基づく検査を受検することが義務づけられています。検査は県知事の指定を受けた検査機関（（一財）静岡県生活科学検査センター）が行いますので、受検をしていない人は直接申込みをしてください。

📍（一財）静岡県生活科学検査センター ☎054-621-5030

●各種届出をしましょう

浄化槽管理者が変更となる場合や浄化槽の使用開始や休止、廃止する場合には届出が必要です。

📍生活排水対策課 ☎67-2897



「こころの体温計」を 試してみませんか

健康政策課 ☎64-9023

「こころの体温計」は、パソコンや携帯電話を使い、自分の心の状態（ストレス度と落ち込み度）などを確認できるサービスです。



結果画面(例)

公文書公開請求及び保有個人情報開示請求の状況

総務課 ☎55-2707

★令和3年度の公文書公開請求は、5,265件ありました。(単位:件)

実施機関	区分	公開請求	全部公開決定	部分公開決定	非公開決定	請求取下げ
市長	公開請求	2,674	2,356	283	15	20
	教育委員会	6	5	1	0	0
	農業委員会	1	0	1	0	0
	公営企業管理者	2,572	2,507	37	0	28
	消防長	12	1	9	0	2
	合計	5,265	4,869	331	15	50

★令和3年度の保有個人情報開示請求は、9件ありました。なお、保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。(単位:件)

実施機関	区分	開示請求	全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	請求取下げ
市長	開示請求	8	3	3	2	0
	消防長	1	0	0	0	1
	合計	9	3	3	2	1

※令和3年度の公文書公開の決定、保有個人情報の開示決定に対する審査請求はありませんでした。



手話言語の国際デー 観覧車ライトアップ

障害福祉課 ☎55-2911

手話言語の国際デーに合わせ、観覧車をブルーにライトアップします。

🕒 9月23~25日 18:00~21:00

📍富士川サービスエリア(上り)
大観覧車Fuji Sky View



ふじについて お知らせ

令和5年4月から、広報ふじは月1回の発行になります。

これに併せ、町内会・区を通じた市からの発行物の配布・回覧も月1回になります。

記号の説明

- 🕒…とき
- 📍…場所
- 📄…内容
- 👤…対象/定員
- 📁…持ち物
- 💰…費用等
- 📄…申込み
- 📞…問合せ
- 👤…託児あり (詳しくは上記QRコードをご覧ください)
- ※特に記載のない場合、費用は無料。